

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社 SOLVEST 代表取締役 矢作 将彦	成田市南羽鳥 字松ヶ下 570 番 13、 字タダメキ 1080 番 7	6,293.47 m ²	工業専用地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、J R 成田線久住駅から西に約 4.5 キロメートル離れた豊住工業団地内にあり、工業専用地域に位置している。

施設は幅員 9 メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

《新設》破砕機①	廃プラスチック類	141.6t/日
	木くず	175.2t/日
	がれき類	374.4t/日
《新設》破砕機②	廃プラスチック類	158.4t/日
	木くず	175.2t/日

3 建築物 新築 1 棟

位置図 1 : 20,000



計画地

西へ約4.5km

JR成田線
久住駅

国道408号

市道 豊住工業団地1号線
幅員：7～9m

凡例

- 国道
- 市道
- - - 鉄道

凡 例	
行政区域界	----
都市計画区域界	----
市街化区域	----
第一種低層住居専用地域	100/50
第一種中高層住居専用地域	200/50
第二種中高層住居専用地域	200/50
第一種住居地域	200/50
第二種住居地域	200/50
準住居地域	200/50
近隣商業地域	200/50
商業地域	200/50
準工業地域	200/50
工業地域	200/50
工業専用地域	200/50
防火地域	200/50
準防火地域	200/50
第一種高度地区	200/50
第一種高度地区(20m)	200/50
第一種高度地区(31m)	200/50
第二種高度地区	200/50
高度利用地区	200/50
生産緑地地区	200/50
航空機騒音障害防止地区	200/50
航空機騒音障害防止特別地区	200/50
都市計画公園	200/50
都市計画道路	200/50
公共下水道全体計画区域	200/50
その他の都市施設	200/50
成田ニュータウン	200/50
土地区画整理事業区域	200/50
市街地再開発事業区域	200/50
地区計画区域	200/50
特定生産緑地地区	200/50

計画図 1 : 2,500



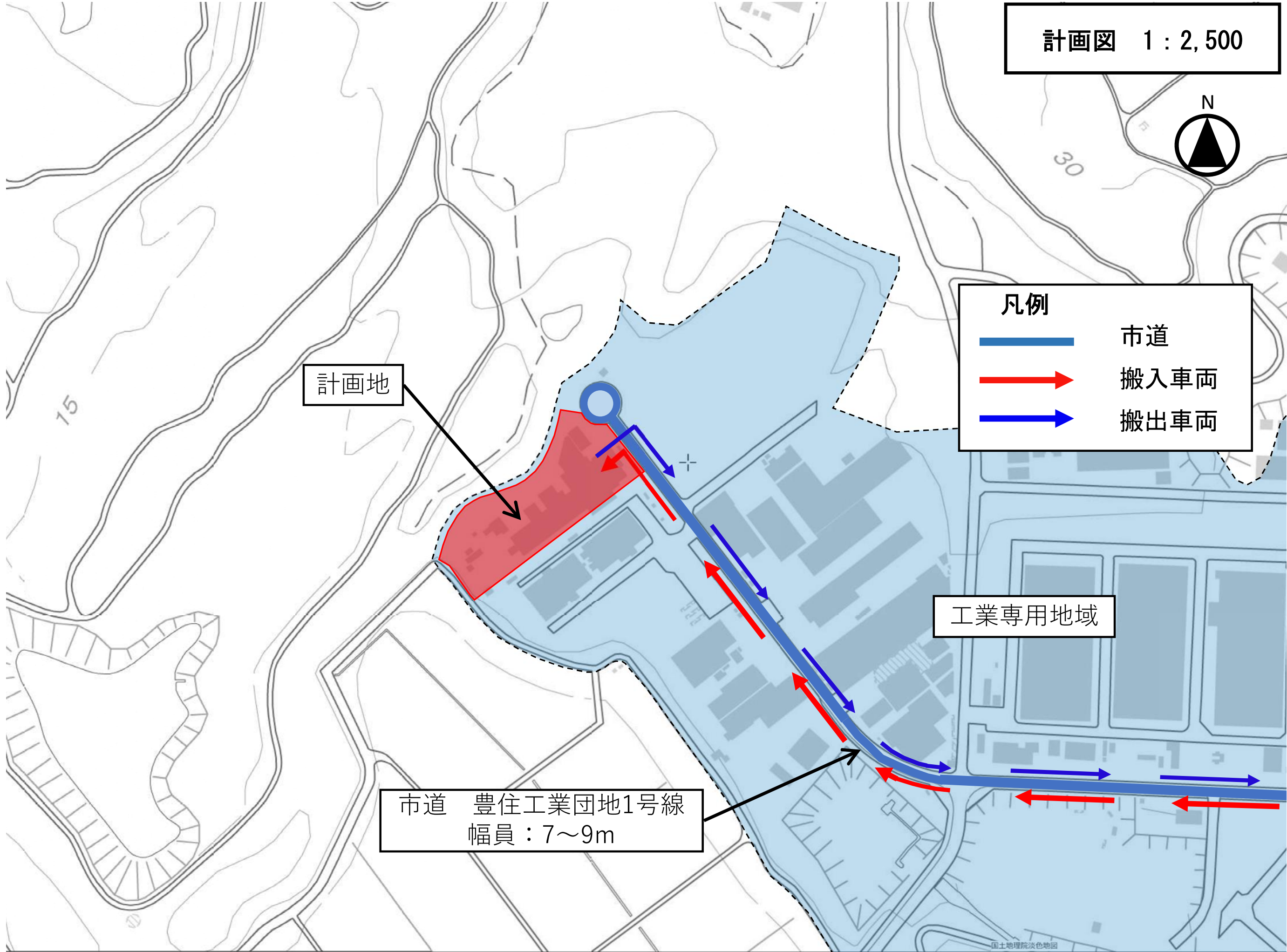
凡例

	市道
	搬入車両
	搬出車両

計画地

工業専用地域

市道 豊住工業団地1号線
幅員：7～9m



第201回千葉県都市計画審議会「第4号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(成田市)について

1 施設の概要

設置者	株式会社 SOLVEST 代表取締役 矢作 将彦		
敷地面積	6,293.47 m ²	前面道路幅員	7～9 m
計画地内の 処理施設	許可対象施設(産廃)	許可対象外施設	
	新設: 破砕機(2基)	新設: 圧縮梱包機(2基)	

2 審査指標

敷地の位置の適格性
・ 県及び市の都市計画と整合している。 ・ 申請地は工業専用地域に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
・ 主要な搬出入経路は、幅員7～9mの市道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大約24台) ・ 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。
施設計画の妥当性
・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ1.8m以上のフェンス等を設置し、敷地内に緑地を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

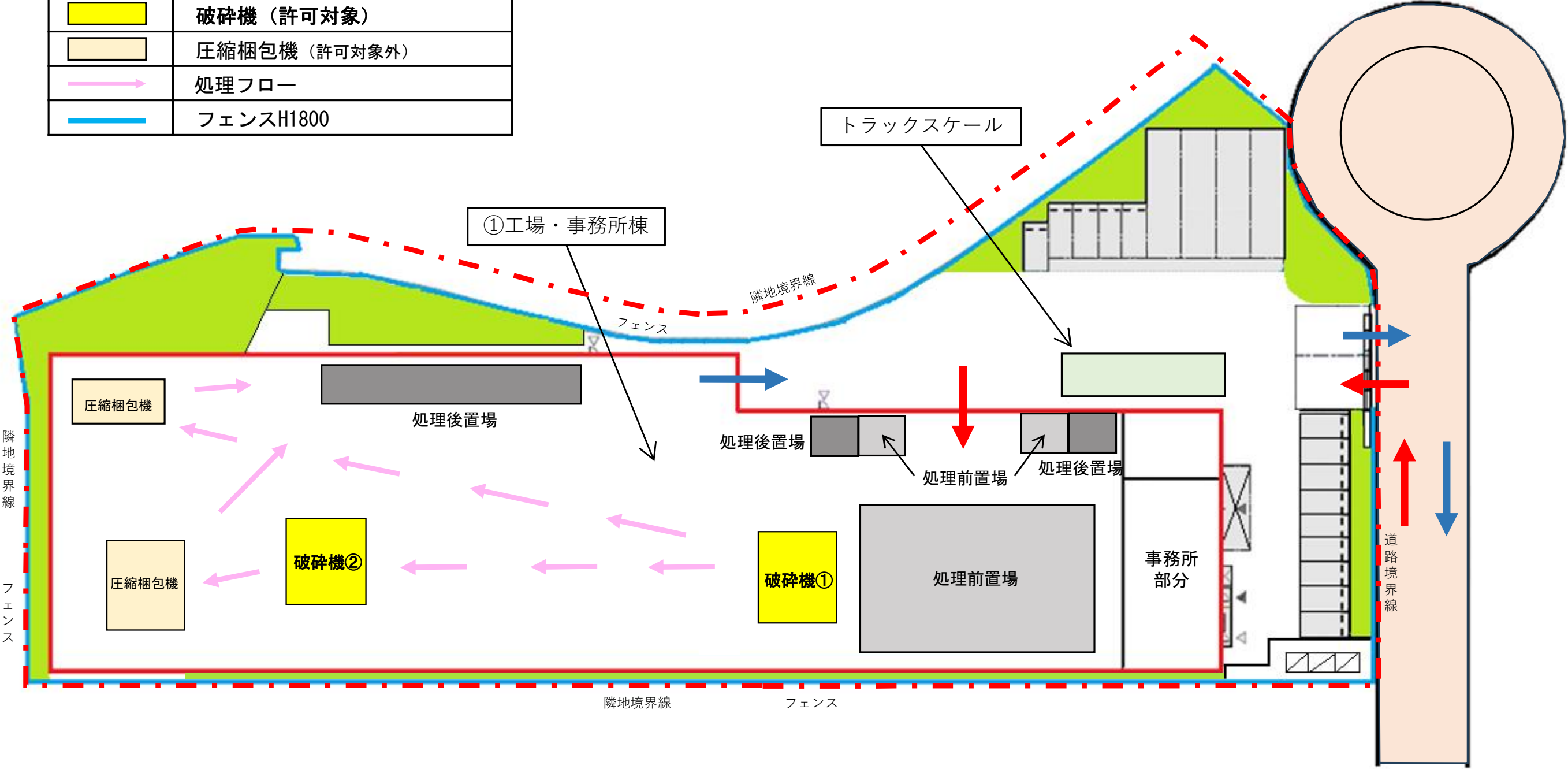
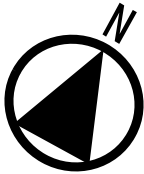
※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地（731.58㎡、11.62%）
	搬入
	搬出
	処理前保管場所
	処理後保管場所
	破碎機（許可対象）
	圧縮梱包機（許可対象外）
	処理フロー
	フェンスH1800

土地利用計画表			
番号	用途	建築面積（㎡）	割合（%）
①	工場・事務所棟	3,580.92㎡	56.90%
	計	3,580.92㎡	56.90%

配置図 1 : 1,000



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考
大気汚染	大気汚染防止法	有	適合	大気汚染防止法の「粉じんを発生する施設の構造基準等」に掲げられる粉じん対策を実施することにより著しい粉じんの増加はなく、現況と同程度の濃度と予測される。
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する特定施設に該当しないため。
	成田市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼動時間24時間〕
				時間帯
				朝（6～8時）
				昼間（8～19時）
				夕（19～22時）
				夜間（22～6時）
	成田市 公害防止条例	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼動時間24時間〕
				時間帯
				朝（6～8時）
				昼間（8～19時）
				夕（19～22時）
				夜間（22～6時）
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制法に基づく振動規制区域に該当しないため。
	成田市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく振動規制区域に該当しないため。
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 法に基づく悪臭原因物質を取り扱わないため。
	成田市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 法に基づく特定施設に該当しないため。
	成田市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。